海上安全環境部
船舶安全環境課

1　船舶の登録及びトン数の測度

船舶法やその他関係法令に基づき、日本船舶の登録やトン数等の測度を行い、国籍証書の交付等を行っている。トン数は、船舶の大きさ等を表す指標として安全規則や乗組員資格等の適用基準に用いられており、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている。

(1) 船舶の登録業務

総トン数２０トン以上の日本船舶は、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっており、登録された船舶に対して「船舶国籍証書」を交付している。

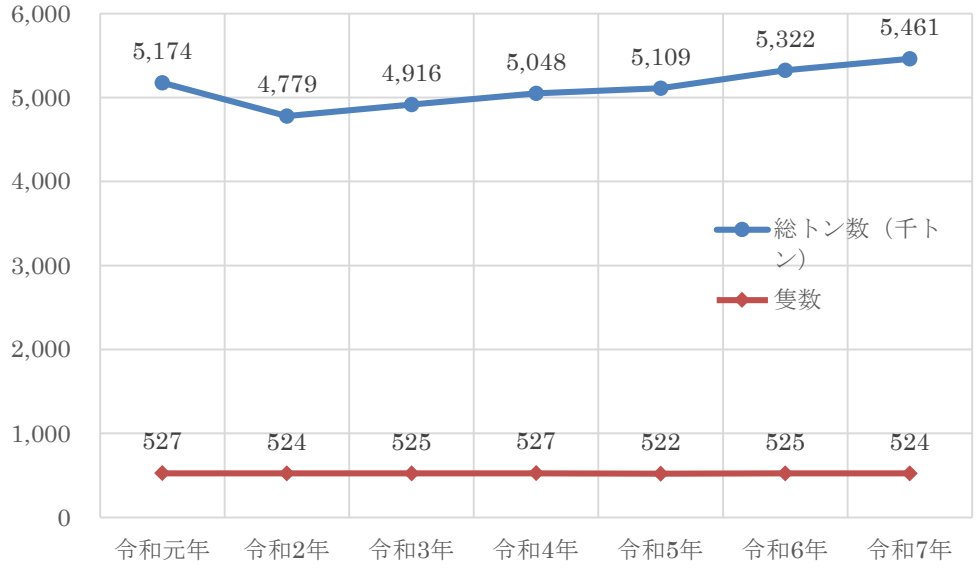
非自航船等の船舶法が適用されない船舶は船舶国籍証書を有しないため、船舶所有者からの申請に応じて「日本船舶であることの証明書」を交付している。

総トン数２０トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶にあっては、日本小型船舶検査機構において登録しなければならないこととなっており、国際航海に従事する総トン数２０トン未満の日本船舶に対しては、「国籍証明書」を交付している。

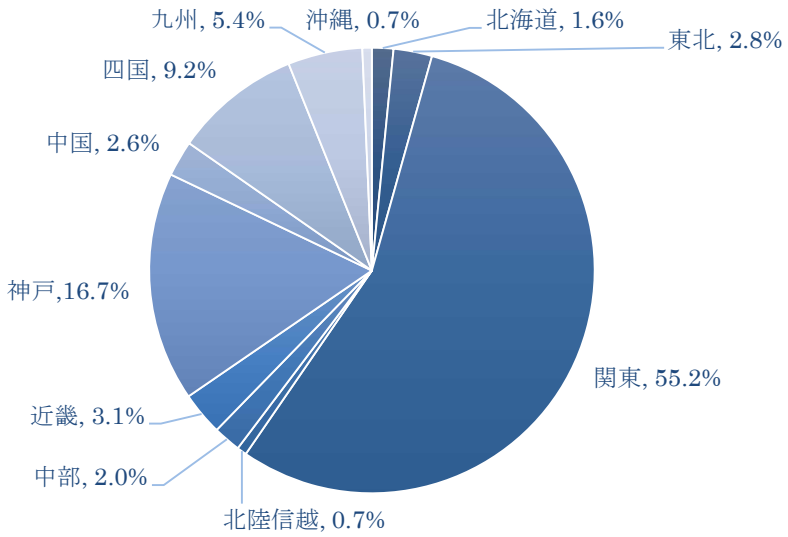
令和７年は、船舶国籍証書６０件、日本船舶であることの証明２件、国籍証明書３件を交付した（書換含む）。

また、令和７年１２月末現在の管内登録船舶は、５２４隻、５，４６１，０００トン（第１図）、全国における管内登録船舶の割合は、隻数で７．８％、総トン数で１６．７％となっている（第２図）。

第１図　管内登録船舶の推移



第２図　全国における管内登録船舶の割合（総トン数）



(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数は、船舶測度官が船舶の容積を計測して算定しており、一般に船舶の新造、改造、輸入時等に実施している。

令和７年度は、１８件の測度を実施した。

(3) 船舶国籍証書の検認時の臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、船舶国籍証書の記載内容と船舶の状況が一致していることを定期的に確認（検認）しており、総トン数２０トン以上、５，０００トン未満の漁船については現場確認（臨検）を実施している。

令和７年度は１件の臨検を実施し、必要に応じて原状回復の指導等を行った。

(4) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶が解撤又は独航機能撤去等により船舶法適用除外となった場合、船舶測度官が船舶の解撤の事実等を確認し、船舶法適用除外となったことを証明する「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。

令和７年度における実績はなかった。

2　船舶の安全及び海洋汚染等の防止

(1) 船舶の安全に関する検査等

船舶安全法その他関係法令に基づき、人命及び船舶の安全を確保するため船舶の構造、設備等について、総トン数等の区分に従い、検査を実施している。

また、国土交通大臣の登録を受けた船級協会が実施する検査に合格した船舶（旅客船を除く。）は、地方運輸局等が行った検査に合格したものとみなされる。

(ｱ) 船舶の構造及び諸設備の検査

船舶は、航行区域、用途、総トン数等により構造及び設備に対する技術基準が規定されており、これらの技術基準を満たしていることを確認するため、定期的検査を実施している。また、搭載する船舶が特定される前の設備等について、予備検査を実施している。

令和７年度は、定期的検査（製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、臨時航行検査）２５２件、予備検査（製造、整備）３，０９２件を実施した。

その他、認定事業場制度により国土交通大臣の認定を受けた事業場では、船舶用機器の製造工事、改造修理工事又は整備される物件の検査についてその一部又は全部を省略できる。管内においては、製造事業場９社及び整備事業場４社が認定を受けており、立入りにより施設、設備、人員、品質管理体制、自主検査体制等が適切に維持されていることの確認を行っている。

(ｲ) 危険物の運送

船舶で危険物を運送又は貯蔵する場合は、特殊な危険物の場合については、容器包装及び積載方法等について必要な措置についての指導や助言を行うほか、管内の港に入港する危険物運送船に対して立入りにより安全確認を行っている。

令和７年度は、立入り１６件を実施した。

(ｳ) 国際安全管理規則（ＩＳＭコード）の検査

人的要因による海難防止を目的として、国際航海に従事する旅客船及び総トン数５００トン以上の非旅客船（漁船を除く。）並びに船舶管理会社に対して、安全運航管理体制を確立し適切に運用することとされており、その確認のための定期的検査を実施している。

また、ＩＳＭコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を実施している。

令和７年度は、ＩＳＭコード適用船舶の定期的検査は実績なし、また、非適用船舶の審査も実績はなかった。

(ｴ) 船舶及び港湾施設の保安のための国際コード（ＩＳＰＳコード）にかかる検査等

国際航海船舶及び国際港湾施設への危害行為等の防止を図るため、国際航海に従事する旅客船及び総トン数５００トン以上の非旅客船（漁船を除く。）に対して、船舶保安規定の承認やその適格な実施等について定期的検査を実施している。

また、ＩＳＰＳコード非適用船舶についても、船舶所有者からの要望に応じて同様の審査を

実施している。

令和７年度は、ＩＳＰＳコード適用船舶について、定期的検査の実績なし、船舶保安証書等の交付４件、非適用船舶の審査実績なしとなっている。

(2) 海洋汚染等の防止

(ｱ) 船舶からの海洋汚染等の防止に関する検査等

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」）に基づき、船舶及び船舶に備え付けられる海洋汚染等の防止に関する設備について、次の区分毎に定期的検査等を実施している。なお、検査非適用船舶については、定期的な立入りにより確認している。

ａ）油による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数１５０トン以上のタンカー及び総トン数４００トン以上のタンカー以外の船舶であり、これら船舶の油排出防止設備及び油濁防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度は、定期的検査４３件を実施した。

ｂ）有害液体物質等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、総トン数に関わらず全ての有害液体物質ばら積船であり、有害液体物質排出防止設備及び有害液体汚染防止緊急措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査１件を実施した。

ｃ）ふん尿等による海洋汚染の防止のための設備等

検査適用船舶は、国際航海に従事する船舶であって総トン数４００トン以上又は最大搭載人員１６人以上の船舶であり、定期的検査により設備の確認を実施している。

令和７年度の定期的検査２件を実施した。

ｄ）船舶からの大気汚染の防止のための設備等

船舶からの排出ガスの放出については規制されており、主な規制は、次のとおりである。

ｉ）船舶用原動機の規制（ＮＯｘの放出規制）

船舶に搭載する出力が１３０ｋＷを超えるディーゼル機関は、当該機関からのＮＯｘの放出量が放出基準に適合していることの確認及びＮＯｘ放出状況の確認方法等を記載した原動機取扱手引書の承認を受けることが義務付けられており、当該機関については、定期的検査において放出状況の確認を行っている。

令和７年度は、定期的検査３９件を実施した。

ⅱ）船舶用燃料油の使用規制（ＳＯｘの放出規制）

令和２年１月以降、船舶用燃料油の硫黄分濃度の基準が０．５０％以下となり、基準に適合した燃料油を使用するか、又は硫黄酸化物放出低減装置（ＥＧＣＳ）を設置して原動機運転中に作動させることが義務付けられている。ＥＧＣＳについては、定期的検査において有効な作動の確認を行っている。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

ⅲ）二酸化炭素（温室効果ガス）の放出規制

排他的経済水域を越えて航行する総トン数４００トン以上の船舶には、二酸化炭素を抑制するための措置及び二酸化炭素放出抑制指標を記載した二酸化炭素放出抑制手引書（ＳＥＥＭＰ）の作成が義務付けられており、当該手引書の承認等を行っている。

令和７年度は、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の交付はなかった。

ⅳ）オゾン層破壊物質に関する規制

フロン、ハロン等のオゾン層破壊物質を含む冷媒装置を使用した冷蔵設備及び空調機等を船舶に新設することを禁止しており、全ての船舶について定期的な立入りにより確認を行っている。

ⅴ）焼却設備に関する規制

船舶内で発生する油等（焼却が禁止されている物質を除く。）を焼却する場合には、技術基準に適合する船舶発生油等焼却設備の設置が義務付けられており、定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

ｅ）有害水バラストの排出防止に関する設備等

水バラストの移動に伴う生物の国際移動の防止を目的として、二国間以上の海域で水バラストの注排水を行う船舶については、有害水バラスト処理設備の設置等が義務付けられている。

総トン数４００トン以上の船舶のうち、内航船及びバラストタンクを有しない船舶以外の船舶については、有害水バラスト排出防止設備及び有害水バラスト排出防止措置手引書について定期的検査を実施している。

令和７年度の定期的検査実績はなかった。

(ｲ) 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶所有者は、船舶からの油の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行わせるために、総トン数２００トン以上のタンカーに乗り組む船舶職員のうちから油濁防止管理者を選任しなければならないこととなっている。神戸運輸監理部と近畿運輸局では、隔年で油濁防止管理者養成講習を行っている。令和７年度はオンライン講習とし、筆記試験は近畿運輸局により実施された。

(ｳ) 廃油処理施設の現状

船舶からの油の排出が禁止されているため、船舶内で発生した廃油は船舶廃油処理事業者等が回収し、廃油処理施設にて処理されている。

管内の廃油処理施設は、廃油処理事業者４社４施設と自家用廃油処理施設として２社２施設が稼働している。

令和７年度は廃油処理場業者２社２施設に立ち入り、廃油処理設備等の検査や処理水の分析等を実施した。

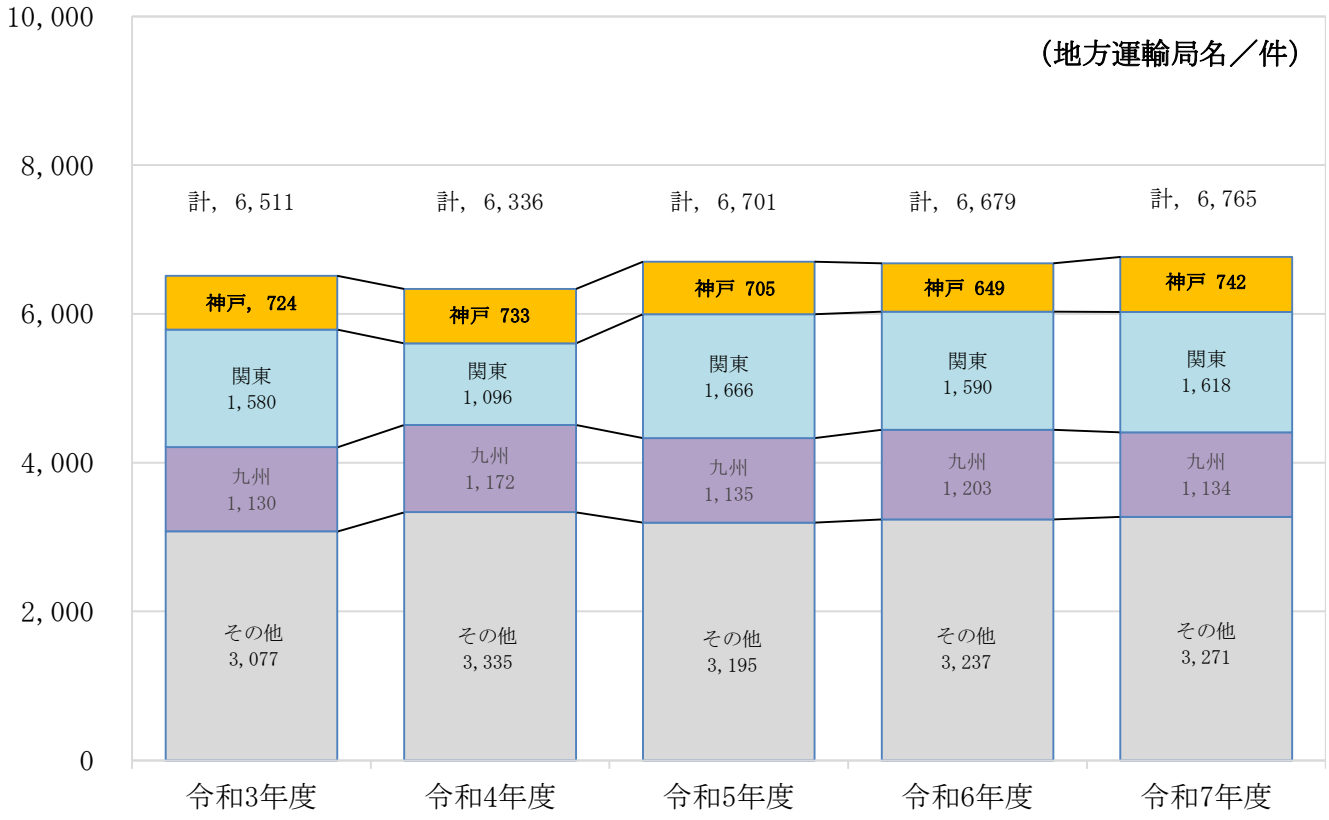
(3) 船舶油濁損害賠償保障法に関する業務

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、国際航海に従事する総トン数１００トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数３００トン以上の船舶は、座礁等による損害（燃料油による汚染、座礁船の撤去費）を賠償するための保険に加入することとなっており、地方運輸局等が保障契約証明書を交付している（第３図)。

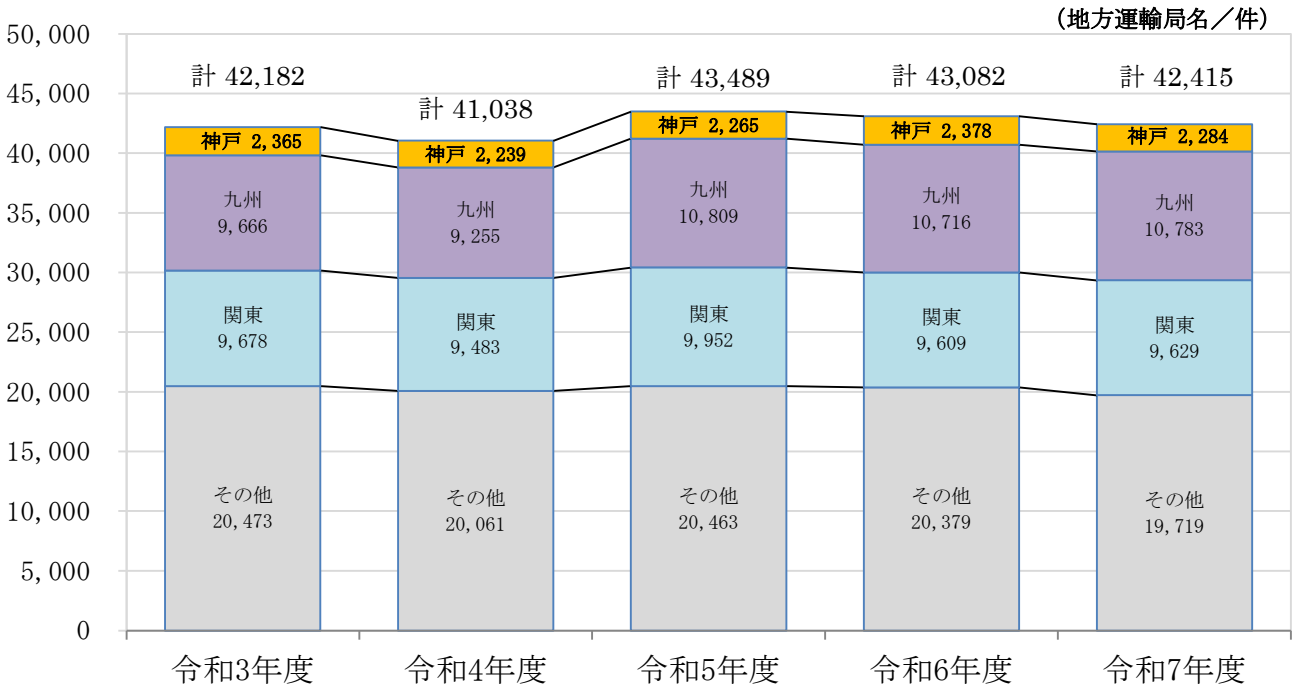
また、本邦の港に入港等する外航船については、船長等からの通報により一般船舶保障契約情報を確認し（第４図)、必要に応じて立入検査を行っている。

令和７年度は、保障契約証明書交付７４２件、保障契約情報通報受理２，２８４件、立入検査３４２件を実施した。

第３図　保障契約証明書の交付件数



第４図　保障契約情報の受理件数



3　海上交通監査計画

「海上交通監査計画」は、海上交通の安全確保、危機管理の徹底、海事法令適用基準の遵守及び運輸安全マネジメント体制の構築を目的として策定し、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び外国船舶監督官（以下「執行官」）や海技試験官の連携のもと、計画的且つ効果的に監査等を行っている。

特に、ひとたび事故が発生すると大きな社会的影響を及ぼす旅客船や危険物積載船を中心として、人流や物流が集中する時期の前などに集中的に実施している。

令和７年度の同計画の実施状況については、第１表のとおりである。

第１表　令和７年度海上交通監査の実施状況

業務	執行官	対象	実施状況
旅客船等の安全点検	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船 旅客船ターミナル	５５隻 ２３ヶ所
合同訓練	運航労務監理官 船舶検査官 船舶測度官	旅客船	年末年始輸送安全総点検開始式に併せ、障がい当事者の参加の下、船社による防火・退船訓練状況を確認。
輻輳海域における事故防止対策	調整官 運航労務監理官 外国船舶監督官	内航船 外国船舶	訪船時を中心に、リーフレット配布。 輻輳海域における事故防止に関する啓発活動。
危険物積載船に対する訪船指導	船舶検査官 船舶安全環境課	危険物積載船	１６隻
外国船舶の国際トン数証書の確認	船舶測度官 外国船舶監督官	在港停泊中の外国船舶	２隻
安全航行等に関する講習会 ①　旅客船乗組員対象 ②　安全統括管理者対象	調整官 運航労務監理官 船員労働環境・海技資格課	旅客船乗組員、旅客船及び内航海運事業者の運航管理者、安全統括管理者等	２回（①、②　各１回） ①　運航管理者研修会 ②　安全統括管理者研修会
小型船舶の安全確保対策	船舶検査官 船舶安全環境課 船員労働環境・海技資格課	小型船舶	マリーナ及び漁協等２２ヶ所に対し、発航前検査及びライフジャケット着用推進等のパンフレット配付。

船員労働安全衛生月間	運航労務監理官 船舶検査官 船員労働環境・海技資格課	内航船、漁船等	内航船４７隻 漁船３０隻

４　海事／船員行政品質マネジメントシステム

行政サービスが、国際的に高度なレベルで効率的に提供されることを目的に、海事技術行政を ISO 規格及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（海事ＱＭＳ）として構築し、業務を実施している。

同様に、船舶の航行の安全及び船員の労働環境の向上を図るために行う船員に関する行政を ISO 規格、STCW 条約及び IMO 規則実施コードの要求事項に基づく「継続的に改善する品質マネジメントシステム」（船員行政ＱＭＳ）として構築し、業務を実施している。

海上安全環境部

船員労働環境・海技資格課

1　船員の労働環境

(1) 船員労働保護の業務

船員は、船舶という閉鎖された環境で、刻々と変化する厳しい気象・海象の中、継続的に就労し、また船内で食住をともにしている。このような特殊な労働環境であるため、労働基準法に加え、船員法を中心とした法律での保護が必要となっており、以下の(ｱ)～(ｷ)の業務を行っている。また、利用者利便を図るため、その事務の一部が第１表の指定市町においても取り扱われている。

第１表　船員法事務取扱件数（令和７年度）

種別 / 局 海事事務所 指定市町	船員手帳				雇入契約の成立等の届出				船長就退職証明	記載事項証明	航行報告			写真はり換え
	新規	再交付	書換	訂正	雇入	雇止	変更	更新			受理	証明	通数	
神戸運輸監理部(本庁舎	883	3	1,059	33	2,337	2,290	660	290	2	1	29	27	27	6
姫路海事事務所	32	0	56	4	1,121	1,119	328	0	0	0	29	29	29	0
小計	915	3	1,115	37	3,458	3,409	988	290	2	1	58	56	56	6
尼崎市	0	0	0	0	294	289	64	0	0	0	0	0	0	0
加古川市	0	0	4	0	946	937	281	0	0	0	13	13	13	0
洲本市	0	0	0	0	4	5	0	0	0	1	5	5	5	0
淡路市	2	0	3	0	37	20	19	0	0	0	6	6	8	0
南あわじ市	2	0	0	0	23	29	5	0	1	1	3	3	3	0
姫路市	7	2	24	0	438	454	114	0	0	0	59	59	60	0
豊岡市	2	0	4	0	31	37	10	0	0	0	0	0	0	0
香美町	6	0	21	2	31	39	36	0	0	0	7	8	8	0
新温泉町	3	0	4	1	129	133	19	0	0	0	0	0	0	0
小計	22	2	60	3	1,933	1,943	548	0	1	2	93	94	97	0
合　計	937	5	1,175	40	5,391	5,352	1,536	290	3	3	151	150	153	6

(ｱ) 管内の船舶所有者等の状況

令和７年１０月１日現在、管内に船員の主たる労務管理の事務所を置く船舶所有者２４６社からの報告によれば、所有船舶数は５５４隻、船員数は３，７２１人である。(第２表、第１図参照)

(ｲ) 船員手帳の交付、雇入契約の成立等の届出

船員となり船舶に乗り組むためには、船員手帳の交付を受け、雇用契約とは別に雇入契約を締結し、船舶所有者が雇入契約の成立等の届出を各地方運輸局等にて行い、その際、労働条件、各種資格等の確認を行っている。

令和７年度は、２，１５７件の船員手帳の関係事務（交付、再交付、書換、訂正)、１２，５６９件の雇入契約の成立等の届出関係事務（雇入、雇止、変更、更新）を行っている。

(ｳ) 一括届出

同一船舶所有者に属する複数船舶間において、頻繁に乗り組みが変更されるような旅客船、

タグボートなどは、雇入契約の成立等の届出の簡略化のため、一括届出制度がある。

令和８年３月３１日現在、一括届出制度を利用している事業者は、２７事業者あり、令和７年度には、当該制度に係る新規、変更、廃止、更新の許可・届出が１６０件あった。

(ｴ) 船員就業規則に関する事務

常時１０人以上の船員を雇用する船舶所有者には、就業規則の届出義務を課し、就業規則に係る基準の充足の可否等を審査している。

令和８年３月３１日現在の就業規則の届出事業者は、１５８事業者あり、令和７年度には、新規、廃止、変更（労働時間、休日休暇、賃金、定員表等）の届出が計４２件あった。

(ｵ) 未払い賃金の立替払い事業に関する事務

倒産などで賃金が未払い状態になった場合、船員の生活安定・保護のために、(独) 労働者健康福祉機構で立替払事業を実施するにあたり、地方運輸局等において事実上の倒産の認定、未払い賃金の額の確認等を行っている。

令和７年度は、未払い賃金の額等の確認、事実上の倒産の認定ともに該当なしであった。

(ｶ) その他資格認定等の事務（令和７年度）

当直部員の認定	本局	３５６件	姫路	７件
危険物等取扱責任者の認定	本局	６３８件	姫路	２８件
旅客船教育訓練の認定	本局	８件	姫路	０件
救命艇手適任証書交付	本局	２１件		
限定救命艇手適任証書交付	本局	０件		
船舶保安管理者適任証書交付	本局	４３件		
特定海域運航責任者資格認定	本局	０件	姫路	０件

(ｷ) 海上労働検査制度に関する事務

平成２５年５月１日から船員の労働条件等に関する検査制度が開始され、外航日本船舶について所定の要件に適合すると認めた場合には、海上労働証書の発給等を行っている。

海上労働証書交付・書換 （令和７年度）	本局	１件	
	姫路	２件	

第２表　船員法適用船員数

＜ ①船 種 別 ＞　　（令和７年１０月１日現在）

区分＼本局・支局別		本局	姫路	合計
汽船	船舶所有者数	63	35	98
	隻数	139	76	215
	乗組員数	1,063	321	1,384
漁船	船舶所有者数	48	0	48
	隻数	49	0	49
	乗組員数	400	0	400
その他	船舶所有者数	58	42	100
	隻数	222	68	290
	乗組員数	994	272	1,266
計	船舶所有者数	169	77	246
	隻数	410	144	554
	乗組員数	2,457	593	3,050
船員数内訳	乗組員数	2,457	593	3,050
	予備員数	569	37	606
	計	3,026	630	3,656
	非雇用船員数	27	38	65
	適用船員数	3,053	668	3,721

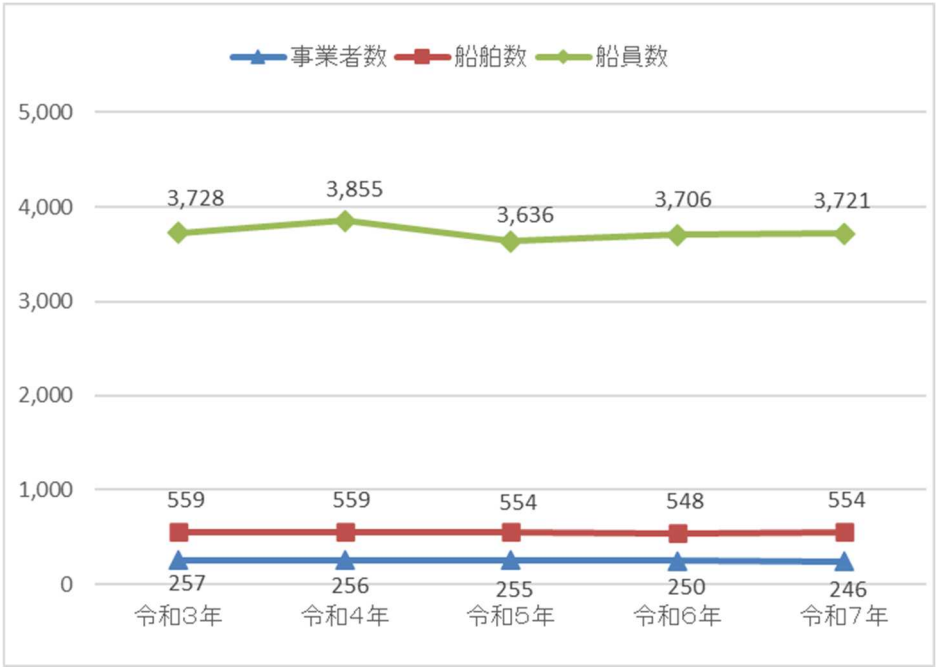
注.「その他」とは、汽船（貨物船・旅客船等）及び漁船以外の船舶（官庁船等）である。

第２表の数値は、令和７年１０月１日現在の船員法第 111 条に基づく事業状況報告によるものであり、管内船員法適用船員数とは必ずしも一致しない。

＜ ② 総 ト ン 数 別 ＞　　（令和７年１０月１日現在）

総トン数＼本局・支局別＼区分		本局	姫路	合計
5～19	隻　数	92	38	130
	乗組員数	218	53	271
20～99	隻　数	77	17	94
	乗組員数	446	42	488
100～499	隻　数	170	74	244
	乗組員数	981	382	1,363
500～699	隻　数	5	7	12
	乗組員数	10	53	63
700～999	隻　数	14	8	22
	乗組員数	102	63	165
1000～4999	隻　数	30	0	30
	乗組員数	351	0	351
5000～9999	隻　数	7	0	7
	乗組員数	86	0	86
10000～	隻　数	13	0	13
	乗組員数	261	0	261
その他	隻　数	2	0	2
	乗組員数	2	0	2
計	隻　数	410	144	554
	乗組員数	2,457	593	3,050

第１図　船員法適用船員の現況



(2) 船員衛生環境等の業務

(ｱ) 船員の健康を証明する医療機関の指定に関する事務

雇用されている船員は、定期的に国土交通大臣が指定した医療機関において健康診断を受診し、医師により船員労働への従事の可否について判断されている。令和８年３月３１日現在、本局管内４９機関、姫路海事事務所管内１３機関、合計６２機関の医療機関が指定を受けている。

(ｲ) 衛生管理者・船舶料理士に関する事務

船舶は､航行区域･総トン数等により衛生管理者や船舶料理士の乗船が義務づけられている。管内における令和７年度の事務取扱状況は、以下のとおりである。

衛生管理者適任証書（認定１２３件、再交付１件、引替０件）

船舶料理士資格証明書（交付３５件、再交付２件、引替０件）

(3) マルシップに関する事務

(ｱ) マルシップに乗り組む日本人及び外国人船員の雇入契約等の届出等の状況

外国法人等に貸し付けられている日本船舶（マルシップ）に係る事務取扱状況（本局分）は、第３表のとおりである。なお、日本人船員を配乗させる場合は、船員労政課において事前審査による「船員個票」が交付された者に限り雇入契約の届出を受理することとしている。

マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況は、第４表のとおりである。

第３表　マルシップ雇入契約の成立等の届出の取扱状況（令和７年度）

		雇入契約等の届出内訳			
		雇　入	雇　止	変　更	更　新
雇入契約等届出件数		1,066	1,014	270	282
マルシップ	日本人	57	62	17	0
	外国人	1,009	952	253	282
電子届出		962	907	259	282

（注）「マルシップ」は内訳、「電子届出」は内数。

第４表　マルシップに乗り組む外国人船員への船員手帳交付状況（令和７年度）

	船員手帳交付等の申請内訳			
	新　規	書　換	再交付	訂　正
船員手帳交付等件数	729	922	1	1

(ｲ) 外国法人等に移動する日本人船員の取扱い

日本の船舶所有者に雇用されている日本人船員が、技術指導等のため外国法人等に移動する場合、一定の要件を備え、地方運輸局長（運輸監理部長を含む）の認定を受けたものについては、予備船員として取り扱うこととなっている。

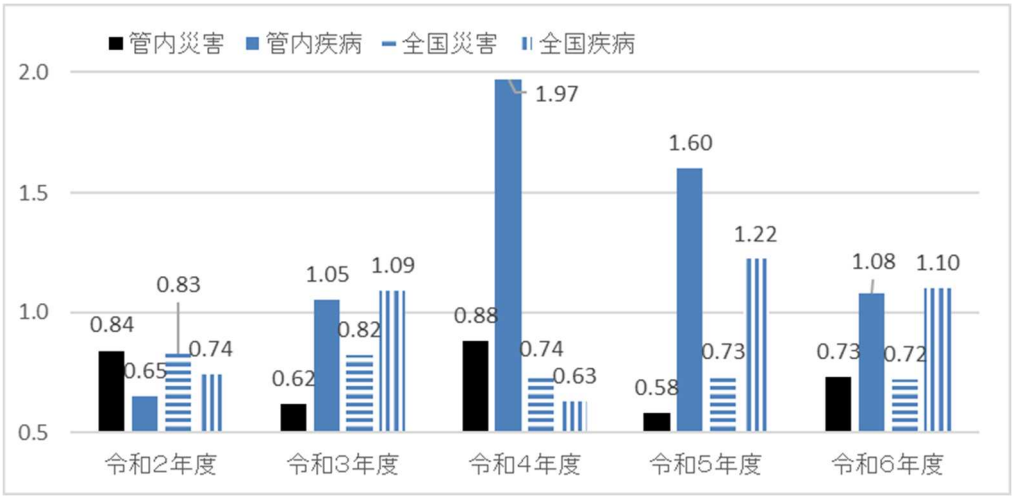
令和７年度は、外国籍船舶の移動認定関係事務を１件、船員認定を１３８人行った。

(4) 船員災害防止対策

(ｱ) 災害・疾病発生状況

令和２年度から令和６年度の５か年間における災害疾病発生率の推移（全船種）は、第２図のとおりとなっている。

第２図　最近５か年間の災害疾病発生率の推移（全船種・百分率）



令和６年度における管内の船員災害疾病発生状況は、第５表のとおりである。災害発生率は、全船種では全国平均値を０．０１ポイント上回っており、疾病発生率は、全船種では全国平均値を０．０２ポイント下回っている。

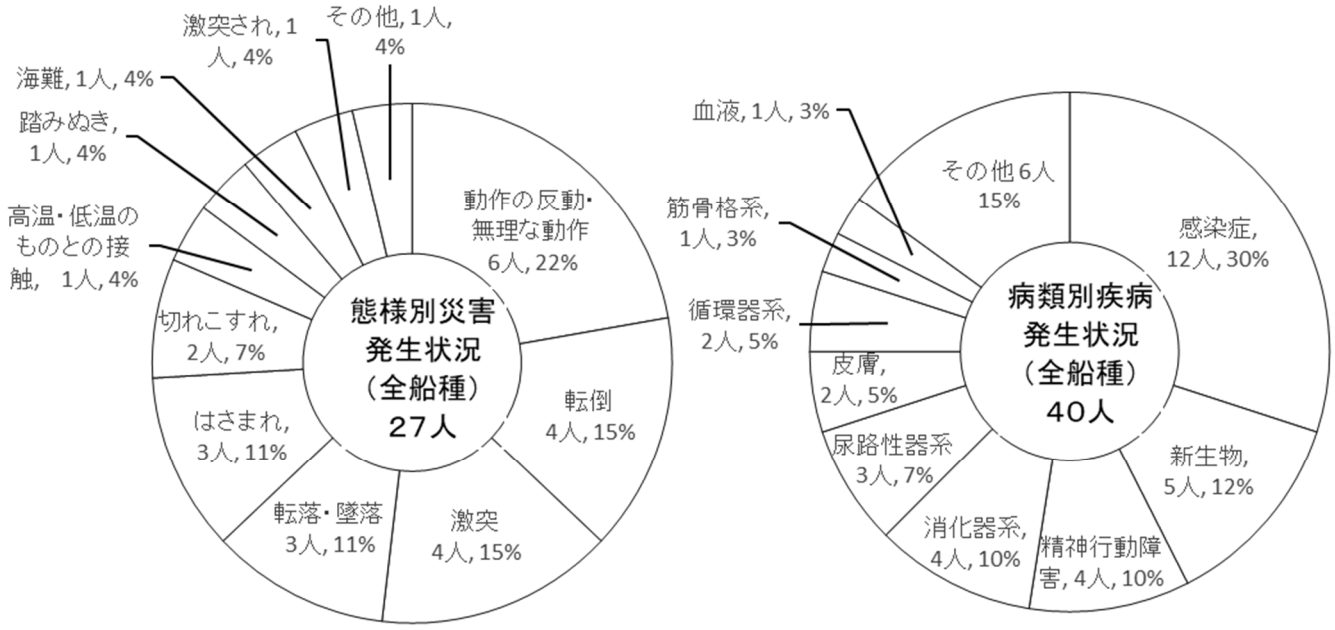
また、令和６年度の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況は、それぞれ第３図及び第４図のとおりとなっている。

第５表　管内船員災害疾病発生状況（令和６年度）

船種別 / 区分	一般船舶		漁船		その他		全船種		全国平均
	人数	百分率	人数	百分率	人数	百分率	人数	百分率	百分率
災害	18	1.03	4	0.99	5	0.32	27	0.73	0.72
疾病	14	0.80	11	2.72	15	0.97	40	1.08	1.10
船員数	1,747		405		1,554		3,706		

（注）１．船員数は、令和６年１０月１日現在で、予備船員を含んだものである。

第３図　態様別災害発生状況（令和６年度）　第４図　病類別疾病発生状況（令和６年度）



令和７年度の管内の船員災害疾病発生状況（速報値）は、第６表のとおりとなっている。

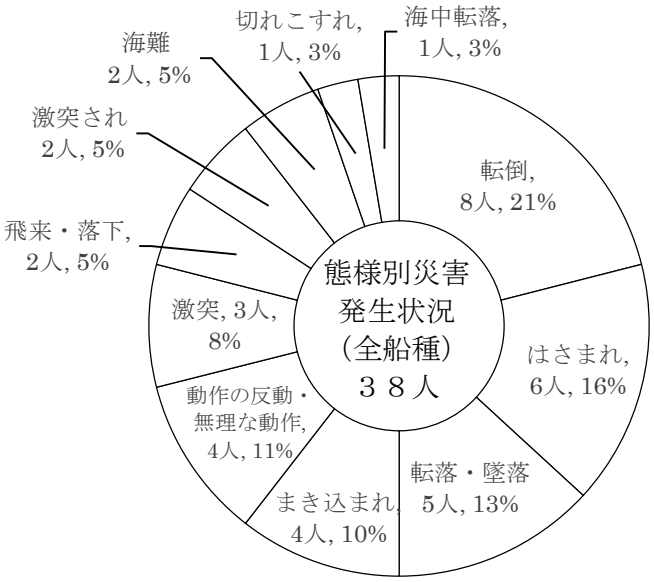
また、令和７年度の管内の態様別災害発生状況及び病類別疾病発生状況（速報値）は、それぞれ第５図及び第６図のとおりとなっている。

第６表　管内船員災害疾病発生状況（令和７年度速報値）

船種別 / 区　分	一般船舶		漁　　船		そ の 他		全船種	
	人　数	百分率	人　数	百分率	人　数	百分率	人　数	百分率
災　害	12	0.66	13	3.23	13	0.87	38	1.02
疾　病	17	0.93	16	3.97	17	1.14	50	1.34
船員数	1,828		403		1,490		3,721	

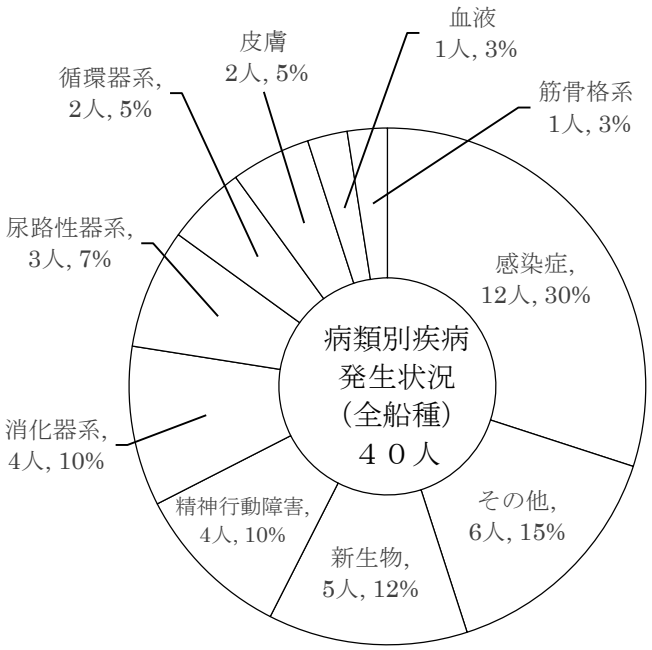
第５図　態様別災害発生状況

（令和７年度速報値）



第６図　病類別疾病発生状況

（令和７年度速報値）



(ｲ) 神戸船員災害防止連絡会議の開催

関係団体、官公庁及び船員災害防止協会等を構成員とする「神戸船員災害防止連絡会議」を以下のとおり開催した。

第１回：令和７年５月２２日（対面形式／オンライン形式）

第２回：令和８年３月１２日（オンライン形式）

なお、管内における「２０２５年度船員災害防止実施計画」の概要は、以下のとおりである。

a) 死亡・重大災害の防止対策

・ライフジャケット未着用者の海中転落・行方不明事案を受け、海中転落・墜落の際の存命率向上のため、墜落制止用器具及び作業用救命衣の使用徹底を指導。

・海中転落・墜落防止のため、安全な通路・足場の確保状況や転落危険個所への安全柵・安全ネット等の設置状況を確認。

・転倒防止のため、船内設備や作業方法等の再検討など、事故防止対策を徹底する。

・事故の未然防止のため、作業前のミーティングや作業中の意思の伝達・合図等のコミュニケーションの強化・充実を図る。

・船舶所有者による自主点検をはじめとして安全衛生管理体制の整備とその活動の推進を図る。

・酒酔い操縦による死亡事故を受け、当直・操縦前のアルコールチェックの徹底等、安全管理体制の充実を図る。

・但馬地区の漁船における災害を防止するため、作業場所の確認や足元の漁網やロープ等の上に乗らない等の作業手順等の再確認を徹底する。

b）船員の健康確保対策

・無料船員健康相談所を開設し、船員に対し積極的な利用を促す。また、関係者に対し、健康情報の講演会を開催し、健康確保対策の促進を図る。

・熱中症予防のため作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育の実施を図る。

・感染症における正しい知識と最新の動向を把握するとともに、それぞれの感染症に応じた必要な感染防止対策を徹底する。

・「船員向け産業医制度」「健康検査結果に基づく健康管理」「過重労働対策」「メンタルヘルス対策」について、適切に運用出来るよう周知啓発及び指導の徹底を図る。

・乗組員へのパワーハラスメントの防止とメンタルヘルス保全確保のため、船舶所有者の取組み方針を確立し、周知・啓発を図るとともに、ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスケアに積極的に取組み、これに対応する研修等の実施に努める。

(ｳ) 船員労働安全衛生月間（９月１日～３０日）

昭和３２年以来、「船員労働安全衛生月間」運動が全国的に展開されている。月間運動の推進機関として以下が設置され、船員労働災害防止に係る各種取り組みを推進している。

本　局　管　内　：　神戸地方船員労働安全衛生協議会

姫路海事事務所管内　：　姫路地方船員労働安全衛生協議会

・令和７年度（第６９回）は“耳で確認　目で確認　指差し呼称で更なる安全”のスローガンのもと、各種広報、安全衛生指導（訪船・訪社）、講演会、自主点検の促進、無料健康相談所の開設等の行事を実施した。

(ｴ) 神戸・淡路地区における船員の安全対策

重大災害撲滅を目指し、以下の取り組みに協力した。

９月９日：「海中転落者救助訓練」

（主催：大阪湾パイロットボート（株）、８３名参加）

(ｵ) 安全衛生管理体制の確立

令和７年度末現在、本局管内で「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づき総括安全衛生担当者を選任している事業者は、８社（うち任意選任５社）、安全衛生委員会を設置している事業者は１３社（うち任意設置６社）ある。なお、姫路海事事務所管内においては、総括安全衛生担当者の選任及び安全衛生委員会を設置している事業者はない。

(ｶ) 船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度の創設

船員の労働災害防止に向けた自主的な取り組みを促進するため、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する「船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度」について、令和７

年度末現在、管内では６事業者（１級：３者　２級：３者）が認定されている。

２　海技資格事務の現況

(1) 海技士国家試験

(ｱ) 定期試験

令和７年４月、７月、１０月、令和８年２月の計４回実施し、申請者数及び合格者数は第７表のとおりである。

第７表　海技士国家試験定期試験の申請者数及び合格者数　（令和７年度）

区分 / 種別	申請者数			合格者数		
	併科	本科	則３６条	併科	本科	則３６条
航海１～６級	４８	５１８	３４１	１９	２６１	１５３
機関１～６級	３３	２８８	１８３	２	１５２	８４
*通信１～４級	－	２２	－	－	２２	－
合　計	８１	８２８	５２４	２１	４３５	２３７

＊　「通信１～４級」は、海技士（通信）１～３級と、海技士（電子通信）１～４級の合計である。

＊　「則３６条」は、「本科」の内数である。

(ｲ) 臨時試験

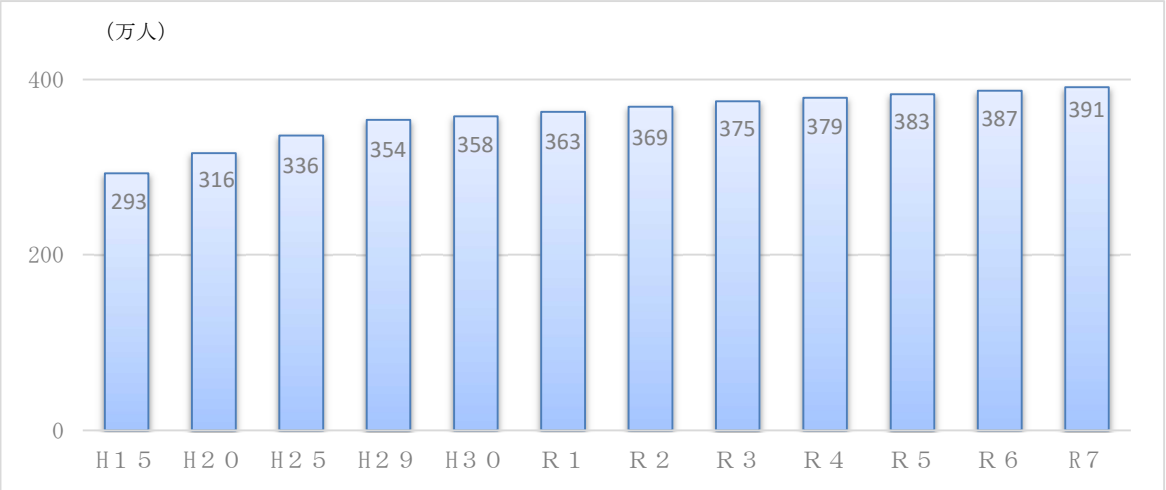
神戸市で４回実施した。申請者総数は１１０名で、合格者総数は１０４名であった。

(2) 小型船舶操縦士国家試験

（一財）日本海洋レジャー安全・振興協会が国土交通大臣の指定を受けて小型船舶操縦士国家試験を実施している。

なお、全国における小型船舶操縦士免許受有者数の推移については、第７図のとおりである。

第７図　小型船舶操縦士免許受有者数（全国）の推移



（国土交通省海事局海技課の統計資料より作成）

(3) 免許関係事務等

令和７年度における免許等各種申請件数と、船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数は、第８表及び第９表のとおりである。

第８表　免許等各種申請の取扱件数

区分／種別	免許	訂正・再交付	限定解除	更　新
航海１～６級	１５１	４９	４４	３４８
機関１～６級	１０５	４９	３１	２３３
通信１～４級	４３	９	－	３５
小型船舶操縦士	８５４ （３１０）	４７０	２１ （２０）	３，７５７
合　計	１，１５３	５７７	９６	４，３７３

（）は、特定操縦免許の申請数（内数）

第９表　船舶職員及び小型船舶操縦者法関係事務取扱件数

件　　名		件数
船舶職員及び小型船舶操縦者法関係申請書受理件数	乗組み基準特例許可（法第２０条）	２６
	同等業務経験認定（法第７条の２第３項第２号）	１４７
計		１７３
海技士試験関係合格証明書交付件数	筆記試験合格証明書	１５１
	身体検査合格証明書	7
	筆記試験科目免除証明書	４２
	合格証明書	１５
計		２１５

(4) 登録船舶職員養成施設での養成等

管内には、登録船舶職員養成施設として国立大学法人神戸大学及び兵庫県立香住高等学校が登録されている。また、登録小型船舶教習所として西日本海技専門学院が登録されている。

(5) 登録更新講習等実施機関での更新及び失効再交付講習

管内において更新及び失効再交付講習を実施する登録操縦免許証更新講習等実施機関として、(株)ハイビスカスボートクラブ、西日本海技専門学院、神戸海技専門学院及び橘海事事務所が登録されており、令和７年度においては第１０表のとおり実施された。

第１０表　更新・失効再交付講習の実施状況

講習の種別	小型船舶操縦士	
	更新講習（人）	失効再交付講習（人）
合　計	１，０８６	１２０

(6) 最少安全配員証書の交付

船舶の最少の安全な配員を示す証書を交付することとなっており、令和７年度の交付実績は３件である。

(7) プレジャーボート等小型船舶安全対策の推進

例年、「酒酔い等操縦の禁止」、「危険操縦の禁止」、「免許者の自己操縦」、「ライフジャケット等の着用」等の小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての周知・啓発を目的として、フローティングボートショー等の行事においてライフジャケット着用に関するリーフレットの配布や講演会を行っている。また、小型船舶操縦者（船長）の遵守事項についての安全指導等について、管

内の市や県、海上保安部等の関係機関との合同パトロールを実施するなど、小型船舶の安全対策を推進している。

令和７年度における周知・啓発及び安全指導等の活動実績は、以下のとおりとなった。

（周知・啓発）神戸地区２回　※マリンカーニバル神戸 2025 へのブース出展
明石地区１回　※小型船安全キャンペーン
西宮地区３回　※関西フローティングボートショーへのブース出展、マリンウィークでの講演
但馬地区１回　※小型船安全キャンペーンでのパンフレット配布
（安全指導等）明石地区１回
姫路地区１回

なお、令和７年度の管内における水上オートバイの衝突事故は０件であった。

３　水先の現況

(1) 水先区及び水先区水先人会の現況

管内には、「友が島水道南部から阪神港を擁する大阪湾北部水域」を所掌する大阪湾水先区及び「明石海峡から伊予灘、周防灘に至る瀬戸内海水域」を所掌する内海水先区がある。水先人数は令和８年３月３１日現在、大阪湾水先区：９２名（一級７６名、二級１０名、三級６名）、内海水先区：１２８名（一級１０３名、二級１０名、三級１５名）の合計２２０名で、令和７年度の実績については第１１表のとおりであり、過去５年間の推移は第８図のとおりである。

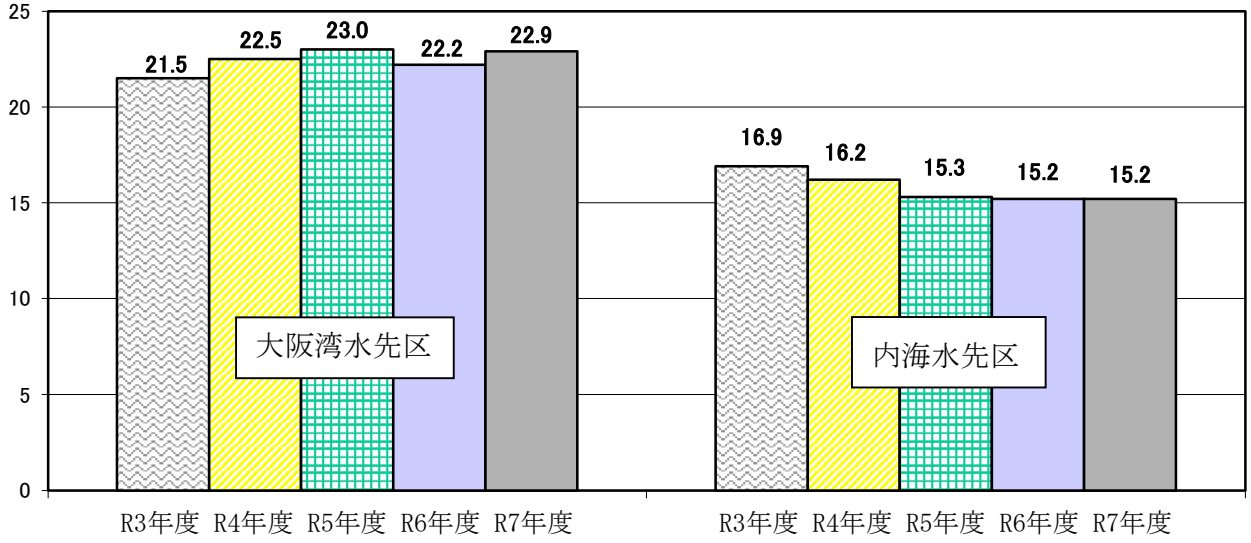
水先人乗船船舶の海難事故は、令和７年度は２件であった。

第１１表　水先実績

水先人会	日本船舶	（千ﾄﾝ）	外国船舶	（千ﾄﾝ）	合計	（千ﾄﾝ）	対前年度比	（%）
	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数	隻数	総ﾄﾝ数
大阪湾水先区	1,332	86,041	21,564	821,868	22,896	907,909	103%	101%
内海水先区	1,615	107,584	13,598	510,978	15,213	618,562	100%	100%
合　　計	2,947	193,625	35,162	1,332,845	38,109	1,526,471	102%	101%

第８図　管内水先実績の推移（隻数）

（単位：千隻）



(2) 水先人試験

令和７年度の新規水先人試験については、登録水先人養成施設の課程を修了した者(見込みも含む)４２名に対して筆記試験を実施し、また、筆記試験合格者のうち大阪湾水先区及び内海水先区について口述試験を実施している。また、進級水先人試験については、大阪湾水先区及び内海水先区の２級及び３級水先人に対して筆記試験及び口述試験を実施している。

令和７年度の神戸運輸監理部管轄の水先人試験合格者（進級を含む。）は合計１９名（大阪湾水先区：１級６名（うち１名進級)、２級１名、／内海水先区：１級９名（うち５名進級)、３級３名）である。

(3) 能力認定試験

強制水先区内において、一定回数以上の航海実歴を有した外国人船長について能力認定試験に合格した者は、水先人を乗り組ませなくても航行できることとなっており、大阪湾区、備讃瀬戸区、来島区の試験については、神戸運輸監理部で行うこととなっている。令和７年度の受験者はなかった。

(4) 航海実歴認定

強制水先区域内において、一定回数以上の航海実歴を有すると認定を受けた船長が乗り組む日本船舶又は日本船舶を所有することができる者が借り入れた日本船舶以外の船舶には、水先人を乗り込ませなくても航行できることとなっており、令和７年度における認定件数は、大阪湾区で新規認定は１５件、再認定は１８件であった。

海上安全環境部
運航労務監理官

1　運航労務監理官の業務

運航労務監理官は、適切な船舶の運航管理や船員の労働環境の整備等を通じた航行の安全を確保するため、国内旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法及び内航海運業法に基づく運航管理に関する監査業務、船員法等に基づく船員労務監査業務、船員職業安定法に基づく船員派遣業に関する監査業務並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく海技資格に関する監査業務を一元的に実施するとともに、運輸安全マネジメント制度に基づき各事業者への運輸安全マネジメント評価を実施している。

(1) 運航管理監査等の実施状況

(ｱ) 運航管理に関する監査

海上運送法及び内航海運業法に基づき実施した運航管理監査は第１表のとおりである。

第１表　運航管理監査実施状況（令和７年度）

	船舶監査件数	事業場監査件数
旅客船（国内）	１１０	１９
貨物船（国内）	２５１	１
合計	３６１	２０

（注）船舶監査（安全管理規程の備置及び遵守状況）は、船員労務監査と併せて実施した場合も含む。

(ｲ) 旅客船事業に係る安全確認検査

海上運送法に基づき実施した旅客船事業に係る安全確認検査は第２表のとおりである。

第２表　安全確認検査等実施状況（令和７年度）

	フェリー		在来船		合計	
	件数	事業者数	件数	事業者数	件数	事業者数
本局	1	1	5	5	6	6
姫路	0	0	6	6	6	6

(ｳ) 安全統括管理者及び運航管理者研修、旅客船の運航管理者及び乗組員研修の実施

各事業者における運輸安全マネジメント体制及び運航管理体制を充実させるため、関係者を対象に実施した安全統括管理者及び運航管理者研修は第３表、旅客輸送の安全確保を図るため、旅客船事業者の運航管理者及び乗組員を対象に実施した旅客船の運航管理者及び乗組員研修は第４表のとおりである。

第３表　安全統括管理者及び運航管理者研修～YouTube 配信～（令和７年度）

実施日	研修内容
令和８年３月２日 ～３月２３日	①　「旅客船の総合的な安全・安心対策について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　　星野　健 ②　「港湾における「風」の読み解き方 ～最新技術と現場感覚の融合～」 大阪湾水先人区水先人　濵地　義法　氏

第４表　旅客船の運航管理者及び乗組員研修（令和７年度）

実施日	研修内容
令和７年１１月１９日 ＜共催＞ 神戸運輸監理部 神戸旅客船協会	①　「カスタマーハラスメント対応 ～お客様と自分、どちらも大切に！～」 一般社団法人日本産業カウンセラー協会　加藤　ゆみ　氏 ②　「旅客船の安全運航について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　大川　貴弘 ③　「安全統括管理者・運航管理者資格者証制度について」 神戸運輸監理部海上安全環境部　運航労務監理官　高田　隼汰

(2) 船員労務監査等の実施状況

(ｱ) 船員職業安定法に基づく監査

船員職業安定法に基づく船員派遣実態に関する船舶監査は１０４隻である。

(ｲ) 船員法等に基づく監査

令和７年度の監査実績は、第５表～第１０表のとおり、監査船舶数３７２隻、監査事業場数１２社であり、監査の結果は、戒告２８件、勧告３７件であった。

なお、違反等のポイントが一定以上となった船舶所有者等について、記者発表及びホームページ掲載による公表を行うこととしているが、令和７年度の対象事業は１件であった。

第５表　監査船舶及び事業場数（令和７年度）

監査実施局	汽船		漁船	船舶計	事業場	合　計
	７００㌧以上	７００㌧未満				
本　局	４４	２０９	３１	２８４	８	２９２
姫　路	１３	７５	０	８８	４	９２
合　計	５７	２８４	３１	３７２	１２	３８４

（注）件数には、災害発生時監査及び海難発生時監査実績に加え、旅客船安全総点検時に併せて実施した船舶監査実績を含む。

第６表　船員法等条項別違反件数（令和７年度）

違反条項			本　局	姫　路	合　計
船員法	８条	発航前の検査	3	1	4
船員法	１４条の４	航海の安全の確保	6	1	7
船員法	５０条第４項	船員手帳の有効期間超過	4	1	5
船員法	６５条の２	労働時間超過	1	0	1
船員法	７０条	最小安全定員	2	0	2
船員法	８３条第１項	健康証明書の有効期間超過	2	2	4
船員労働安全衛生規則	５条	安全担当者の業務	1	0	1
船員労働安全衛生規則	１１条第１項	安全衛生に関する教育及び訓練	1	0	1
船員労働安全衛生規則	５７条第１項	漁ろう作業	1	0	1
船員労働安全衛生規則	４０条の２第1項	飲用水の水質検査等	1	0	1
船員労働安全衛生規則	６７条	機械類の修理作業	0	1	1

第７表　船員法等条項別勧告件数（令和７年度）

勧　告　条　項			本　局	姫　路	合　計
船員法	８条	発航前の検査	0	1	1
船員法	１４条の３第２項	非常配置表及び操練	1	3	4
船員法	１４条の４	航海の安全の確保	3	5	8
船員法	８３条第１項	健康証明書	0	3	3
船員法	１２６条第５号	発航前検査等の記録	2	4	6
船員労働安全衛生規則	５条	安全担当者の業務	3	3	6
船員労働安全衛生規則	８条	衛生担当者の業務	2	3	5
船員労働安全衛生規則	１１条第１項	安全衛生に関する教育及び訓練	0	1	1
船員労働安全衛生規則	４０条の２第３項	飲用水の水質検査等	0	2	2
船員労働安全衛生規則	６７条	機械類の修理作業	1	0	1

第８表　船員労務監査件数及び違反・勧告件数の推移

		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
監査件数	船舶監査	１０８	２１０	３７２	３６８	３７２
	事業場監査	1	１８	４０	２０	１２
	合　計	１０９	２２８	４１２	３８８	３８４
違反件数	船舶監査	5	8	１０	１６	２８
	事業場監査	0	0	0	0	0
	合　計	5	8	１０	１６	２８
勧告件数	船舶監査	0	2	１４	４８	３７
	事業場監査	0	0	0	2	0
	合　計	0	2	１４	５０	３７

第９表　災害発生時監査状況（令和７年度）

監査実施局	監査隻数	船種	災害種類	被災状況	処分
本局	3	港湾業務艇 砂利運搬船兼貨物船 漁船	転倒 墜落 海中転落	負傷 死亡 行方不明	なし 船員法８条、７０条違反 船員労働安全衛生規則 ６７条勧告 船員労働安全衛生規則 ５条、１１条①、５７条①違反
姫路	2	ばら積船 液化ガスばら積船	その他 転落	負傷 負傷	なし 船員労働安全衛生規則 ６７条違反 １１条①勧告

第１０表　海難発生時監査状況（令和７年度）

監査実施局	監査隻数	海難種類	船種別内訳	処分
本局	１５	衝突	油タンカー兼化学薬品ばら積船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		衝突	練習船	なし
		衝突	旅客船	船員法８条違反
		衝突	旅客船兼自動車渡船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		衝突	旅客船	なし
		衝突	コンテナ運搬船	なし
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船	なし
		乗揚	貨物船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船兼砂利運搬船	船員法１４条の４違反
		衝突	液体化学薬品バラ積船	船員法１４条の４違反
		衝突	貨物船	船員法１４条の４違反
姫路	４	火災	交通船兼快遊船	船員法８条勧告
		衝突	石材及び砂利運搬船	船員法１４条の４勧告
		衝突	貨物船兼砂利運搬船	船員法１４条の４勧告
		衝突	砂利採取運搬船	船員法１４条の４違反・勧告 船員法８条違反

(ｳ) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく通報

船員法等に基づく船舶監査の際に、船舶職員及び小型船舶操縦者法の違反が認められたものについては、船員労働環境・海技資格課へ通報することとなっており、令和７年度の通報は２件であった。

(3) 運輸安全マネジメント制度に基づく評価等について

平成１７年にＪＲ福知山線脱線事故をはじめとしたヒューマンエラーに起因すると見られる事故・トラブルが多発したことから、事業者自らが経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築・維持し、国がその取組みに対して評価・助言する「運輸安全マネジメント評価制度」が平成１８年１０月に創設され、神戸運輸監理部では平成１９年度から実施している。これまで評価を行った事業者数は第１１表のとおりであり、合計３２２社（延べ数）に対して実施した。

第１１表　評価を行った事業者数（令和８年３月３１日現在）

	旅客船事業者	内航運送事業者	合　計
平成１９年度	7	5	１２
平成２０年度	１０	7	１７
平成２１年度	２２	１５	３７
平成２２年度	２０	３１	５１
平成２３年度	１１	２９	４０
平成２４年度	１３	２６	３９
平成２５年度	6	１０	１６
平成２６年度	7	9	１６
平成２７年度	7	9	１６
平成２８年度	8	5	１３
平成２９年度	6	5	１１
平成３０年度	6	5	１１
令和元年度	3	5	8
令和２年度	4	3	7
令和３年度	2	2	4
令和４年度	4	3	7
令和５年度	5	2	7
令和６年度	3	2	5
令和７年度	1	4	5
合　計	**１４５**	**１７７**	**３２２**

海上安全環境部
外国船舶監督官

1　外国船舶の監督

(1) ＰＳＣの概要及び体制

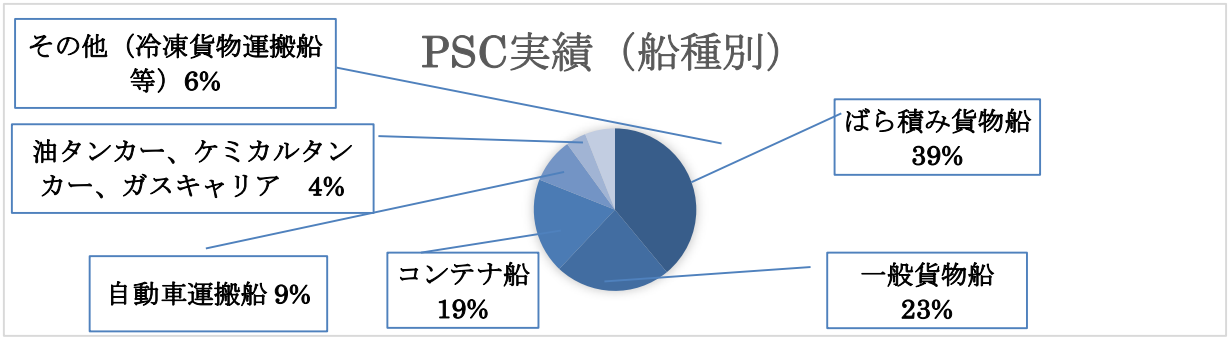
ＰＳＣ（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的として外国船舶監督官（ＰＳＣ官）により実施される。本邦内の港湾に入港する外国籍船舶に対し、国際条約の基準に基づいて検査を実施し、基準を満足しない場合は欠陥として指摘、是正を指導し、重大な欠陥の場合は是正されるまで出港を差し止める勾留処分とすることもある。

管内では、国際戦略港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎・西宮・芦屋港、東播磨港、相生港及び赤穂港に於いてＰＳＣを実施している。

(2) 管内ＰＳＣの概要

令和７年度において管内で実施しているＰＳＣ対象船舶の船種は、ばら積み貨物船が最も多い。ばら積み貨物船が多いのは、管内の大手鉄鋼メーカー向けに鉄鉱石等を運送する大型ばら積み貨物船や、輸入穀物を扱うサイロが多くあるためで、管内の特徴の一つとなっている。また、隻数は少ないものの、ＬＮＧ船、ケミカルタンカー、自動車専用船、冷凍貨物運搬船等、幅広い船種について検査をしているのも特徴である。

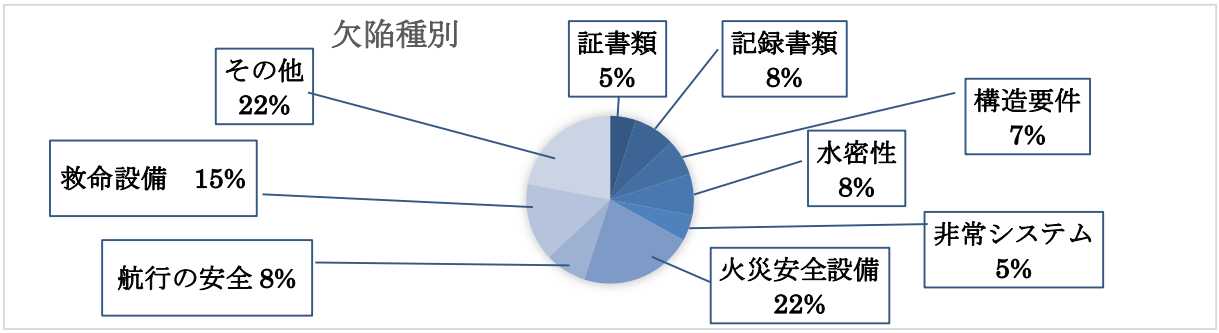
第１図　令和７年度船種別管内ＰＳＣ実績



令和７年度検査において指摘される欠陥の傾向として、火災安全設備の欠陥が最も多く、次いで救命設備の欠陥となっている。

なお、令和７年度の重大な欠陥による拘留処分率は１．７％である。

第２図　令和７年度欠陥指摘種別



(3) 東京ＭＯＵ集中検査キャンペーン

東京ＭＯＵでは、毎年、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するＰＳＣの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：ＣＩＣ）を行っている。

令和７年度は、バラスト水管理（BWM）に関するＣＩＣを令和７年９月１日から１１月３０日までの３か月間実施し、管内において９９隻の外国船に対してＣＩＣを実施した結果１３隻、１５件の欠陥を指摘した。

令和８年度においては、貨物の固縛方法に関するＣＩＣを実施する予定としている。

＊ *東京MOU：アジア太平洋地域におけるＰＳＣの協力体制を確立するため、平成５年１２月に関係１８カ国・地域（現在２２カ国・地域）の間で、東京において交わされた覚書、または同覚書により運営されている国際組織体（事務局は東京に常設）。日本は東京MOUの主導国としてＰＳＣ検査官の訓練・研修など、ＰＳＣ協力体制の強化、発展に貢献。（現メンバー国：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、メキシコ、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム）*

(4) 東京ＭＯＵ事業の支援（外国人ＰＳＣ研修生の受入れ）

（公財）東京エムオウユウ事務局が（公財）日本財団の支援を受けて東京ＭＯＵ域内各国のＰＳＣ官を対象として一般研修（General Training Course：ＧＴＣ）を実施しており、毎年、域内各国からＰＳＣ官を我が国に受け入れている。近年は、ＩＭＯ（国際海事機関、国連の専門機関の一つ）の支援の下、中東地域、インド洋地域等、他地域ＭＯＵからのＰＳＣ官もＧＴＣの対象としている。

令和７年度は、令和８年２月２５日～３月１９日の間、第１３回ＧＴＣが開催され、神戸運輸監理部においては、横浜にて実施された座学に講師として２名を派遣、神戸での船上実習には研修生２名（マレーシア及びオマーン）を受入れた。

(5) 係船装置及び係船作業に関する安全対策の取組

平成２１年３月２０日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープ切断による綱取り作業員２名の死亡事故を受け、外国船舶の係船装置及び係船作業の安全に重点を置いたＰＳＣを実施している。例年３月頃にこの事故の重大さを改めて認識し、再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的として検査キャンペーンを実施している。